

# 震災に伴うお店の改修・運転資金 の借入を支援します！

珠洲市の  
被災証明書

をお持ちの方は

※被災対象が事業用資産のもの

5年間

利息

0円

※資金使途に借換えを含まないものに限りです

最大5年間、元金返済  
を据え置くことも  
可能です！



県伴走保証制度の要件を満たし、珠洲市の被災証明書をお持ちの場合、  
5年間無利子となります。（県が利息補填）  
5年経過後、年1%の金利負担があります。

詳しくは、お取引金融機関または石川県信用保証協会  
までご相談ください。

お問い合わせ窓口

 石川県信用保証協会

WEB相談はこちら

経営支援課  076-222-1550  
保証課  076-222-1522

